

令和2年第3回（6月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和2年6月19日（金曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第 4 議会報告第5号 諸般の報告について
- 第 5 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 6 議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 7 議案第34号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第2号））
- 第 8 議案第35号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））
- 第 9 議案第36号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第37号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第38号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第39号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第40号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第41号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議案第42号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について
- 第16 議案第43号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第17 議案第44号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第18 議案第45号 農業委員会委員の任命について
- 第19 議案第46号 農業委員会委員の任命について
- 第20 議案第47号 農業委員会委員の任命について
- 第21 議案第48号 農業委員会委員の任命について
- 第22 議案第49号 農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小黒博泰	2番	中川正弘
3番	中野勝正	4番	高橋速円
5番	諸橋和史	6番	加藤修三
7番	三輪正	8番	安達一雄
9番	高桑佳子	10番	仙海直樹

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	山田正志
教育長	佐藤亨
会計管理者	池田則男
総務課長	河野照郎
町民課長	金泉嘉昭
保健福祉課長	権田孝夫
こども未来室長	矢川浩之
産業観光課長	大矢正人
建設課長	小崎一博
教育課長	矢島則幸
産業観光課参事	内藤良治
総務課参事	金泉修一
町民課参事	棚橋まゆみ

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	権頭昇
書記	関川理沙

◎開会及び開議の宣告

○議長（仙海直樹） ただいまから令和2年第3回出雲崎町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（仙海直樹） 議会運営委員長から、6月15日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付いたしました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力をお願いいたします。

◎議事日程の報告

○議長（仙海直樹） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（仙海直樹） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、2番、中川正弘議員及び3番、中野勝正議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（仙海直樹） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から6月24日までの6日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月24日までの6日間に決定しました。

◎議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について

○議長（仙海直樹） 日程第3、議会報告第4号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告をいたします。

◎議会報告第5号 諸般の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第4、議会報告第5号 諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定期監査結果報告書、並びに地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおりの提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（仙海直樹） 日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配りましたとおりの報告がありました。

◎議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（仙海直樹） 日程第6、議案第33号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第33号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症対策のための措置による納税者に及ぼす影響緩和を図るための特例措置を講じた地方税法の一部を改正する法律等が本年4月30日に公布されたことに伴いまして、税条例の一部を改正する必要性が生じたため、4月30日に専決処分したものであります。

改正の主なものといたしましては、新規に設備投資を行う中小企業等の家屋、構築物に対する固定資産税の課税標準をゼロに規定するもの、軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の適用期限の延長などであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

議会資料11ページをご覧ください。改正の趣旨等につきましては、町長の提案理由のとおりです。

主な改正事項ですが、（1）は新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小企業を支援する観点から、先端設備の投資を行った場合、固定資産税の課税標準をゼロに規定し、3年間軽減措置を行うものです。

（2）は、軽自動車税の環境性能割の税率1%軽減を6か月延長するものです。

(3)は、収入が前年同期に比較しおおむね20%以上減少し、納入が困難な場合、無担保、延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例の手続の一部を条例に定める期間を適用したものです。

(4)は、イベントを中止した主催者等に対する払戻し請求を放棄した場合、寄附金を支出したものとみなし、個人町民税の寄附金税額控除を行うものです。

(5)は、住宅ローン控除について、適用期限を令和16年度まで1年間延長したものです。

その他、今回の法令等の改正に合わせて文言の整理や字句等の修正がございます。

なお、新旧対照表につきましては議会資料の13ページ以降をご覧ください。

補足説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第33号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第33号は原案のとおり承認されました。

◎議案第34号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算
（第2号））

議案第35号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算
（第3号））

○議長（仙海直樹） 日程第7、議案第34号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計

補正予算（第2号））、日程第8、議案第35号 町長専決処分について（令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第3号））、以上議案2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程いたしました議案第34号及び議案第35号につきまして、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に伴いまして、一般会計予算に補正の必要が生じたので、補正予算第2号を本年5月8日に、第3号を5月14日にそれぞれ専決処分したものであります。

補正予算第2号では、町内全世帯に感染症防止対策マスクを1箱ずつ配布する事業に要する経費を計上しております。この財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。これによりまして既定の歳入歳出予算額にそれぞれ520万円を追加いたしまして、予算総額を38億2,375万2,000円とするものであります。

また、補正予算第3号では、ひとり親家庭等応援支援金事業及び持帰り等利用促進支援事業に要する経費を計上しております。また、国の補助事業として実施しております子育て世帯への臨時特別給付金事業に要する経費を計上いたしました。これらの財源には、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び国庫補助金を充てております。これによりまして既定の歳入歳出予算額にそれぞれ1,427万7,000円を追加いたしまして、予算総額を38億3,802万9,000円とするものであります。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算第2号及び第3号は、新型コロナウイルス感染症に関する町の支援策第2弾として実施したものでございます。

初めに、補正予算第2号につきまして説明させていただきます。補正予算書160ページをご覧くださいと思います。歳出であります。9款消防費に5目危機管理対策費を新設しまして、町民の感染症対策を進めるため、全町民にマスクを配布する経費を計上いたしました。10節の需用費では、不織布マスク、1箱50枚入りでございますが、1,600個を購入した経費等が計上されております。12節委託料ですが、配布するマスク1箱ずつにラベルシールを貼ってビニール袋に入れるという一連の作業をサポートセンターいずもぎきに委託して実施した経費を計上してございます。迅速に配布する必要がございましたので、5月8日に専決処分をいたしまして、5月15日に行政区長さんを通して配布をしたところでございます。

続きまして、補正予算第3号につきましてご説明させていただきます。補正予算書165ページをお願いいたします。3款民生費、1目の社会福祉総務費でございます。18節に本年4月分の児童扶養手当受給者に対しまして、受給者1人当たり1万円、対象児童1人当たり2万円を支給する支援金を計上しております。この支援金につきましては、6月5日に全ての方に支給済みとなっております。

次に、2項の児童福祉費でございます。こちらは国庫補助事業として実施したものでございまして、本年4月分の児童手当受給者に対して、対象児童1人につき1万円を支給するものでございます。こちらのほうの事務につきましては、6月9日に支給を完了しております。

次の166ページ、7款商工費であります。2目商工業振興費には、いわゆるテイクアウト商品の半額フェアということで、5月22日から6月30日までの期間において実施している持帰り等利用促進支援金事業に要する経費を計上いたしました。当初支援金ベースで800万円を見込んでいたところですが、非常に好評をいただきまして、利用件数、支援金額とも大きく伸びました。不足する経費につきましては、6月補正予算で追加をさせていただければと思います。

補足説明は以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第34号の質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第35号の質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 166ページですけれども、商工費の中でいろいろ今回持帰り等利用促進支援金ということで、大変町民に喜ばれております。いいことだなと思いますけれども、その11節の新聞折込手数料、いかがなものでしょうか。今世間の若い世代は特に新聞を取っておりません。町民にいろいろなものを配布するときに、あるいは流布するときに、あるいは伝達するときに、新聞折り込みというのは前世代の話になってきているんじゃないかなというふうに私は思います。今回もこので大分すったもんだあったように聞いておりますけれども、まだまだ役場は、役所としてはこういうものを、新聞折り込みを使うつもりなのか、あるいは今回これで懲りたから、やめますよということなのか、どのように考えておられるかお聞かせ願います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 新聞折込手数料に関するお問合せかと思っております。今総務課長が説明しましたとおり、5月の22日から半額フェアをスタートさせていただきました。これをお知らせする

のにちょうどいいタイミングで区長さんへの文書の全戸配布のタイミングがちょっとありませんでした。ですので、皆さんにお知らせするというふうな意味で、最初に新聞で折り込みをさせていただきました。その後、6月5日の区長さんへの文書配布で全戸配布をさせていただいたという形で、今回ちょうどタイミング的に全戸配布のタイミングが遅れてしまいましたので、皆さんのほうに全戸配布するのがタイミングがちょっと遅くなってしまったというふうな形になってしまいました。大変申し訳ございませんでした。若い方は新聞取ってられないということを今おっしゃって、そのとおりでと思いますが、逆にホームページ等でお知らせをさせていただいておりますし、若い方はネット関係のことで非常に皆さんその辺がたけているということがありますので、その辺でまた皆さんから周知していただければというふうに思っておりますので、今後両方併用しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 説明了解しました。ただ、物によって、あるいは施策によって新聞折り込みがいいのか、あるいは回覧板等、直接配布がいいのか、物を見極めながらぜひやっていただきたいと思います。今回は町民のほうからも、新聞折り込みが先に入ったものですから、私のところないんだけど、ないんだけどという苦情が大変多かったということだけ申し伝えておきます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 166ページ、商工費、この中で負担金補助及び交付金というところで、非常に好評で皆さんから喜ばれているのはいろんな声聞きます。その中で参加している商店の中でのばらつき、これはどれぐらいあるのか、またはあるんであればお互いに均一にするような、次のステップをあれして全体が偏らない形でできないのかということで、今の現状、状態をちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） ばらつきの状況ということでお問合せかと思います。昨日現在までの事務処理が完了した金額を報告まずさせていただきます。補助金の申請額の合計で620万弱になっております。ばらつきにつきましては、一番多いところで補助金の申請額で90万円程度になっておりますし、後から参加された店舗が2件ありますけど、そのところは後からということで、5万円程度というふうな申請になっているということで、スタートが若干遅れた部分もありますけども、あとそれぞれのやっぱりお店独特の商品がございますので、なかなかばらつきを均衡にするというのは難しいかなというふうに思っております。ですので、皆さんからいろいろなところをご利用いただくことによって町内にお金が回るというようなことで、また売上げが少ないお店の方につきましてはより一層営業活動を頑張ってくださいながらというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 了解しました。例えば、うちのまねしたかどうか分かりませんが、佐渡のほうは上限というのを決めて、ある程度マックスになった店のところはこれでアウトと、何か頼みたいなら次のところに行ってもらいたいんだということで、4月末まで続けているということですので、やはりお店屋さんの努力も必要ですけども、満遍なく回るような形でもちょっと考慮していただければと思いますので、その辺も次のことで参考にとということでお願いいたします。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号及び議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号及び議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第34号から行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第35号を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第34号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第34号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第35号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり承認されました。

◎議案第36号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第9、議案第36号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について改正するものであります。

改正の内容は、現行の月額報酬に加えまして、毎年予算の範囲内で定める実績加算報酬を支給できるようにするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

このたびの改正によりまして、農業委員会委員等の報酬を委員等の活動成果の実績に応じて支給する能力給の報酬体系を進めるものでございます。実績加算報酬の額につきましては、規則において定めることとしております。

改正条例の施行日は、新体制の2期目が始まります本年7月20日からとさせていただきます。

よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 農業委員会の職務手当ということですが、職務的に今までの農業委員さんと変わるような職務の案件はあるものかどうかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 内容的には特に変わるというわけではないんですけども、例えば人・農地プランの実質化というのを今盛んに言われております。それに関わる成果を出しなさいという

ような形のものも明確に文書で言われておりますし、あと担い手への農地集積とか集約、これについても成果実績を出すようにというような形のことを言われています。これは必須項目ではなくて、そういう努力義務というような形のことを明確化した文書が来ているというような形になっております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） いろいろ職務は多岐にわたっていると思います。農業委員さんも推進委員さんも多岐にわたっておりますので、一つ一つの職務に対する、農業に対する振興を図ってほしいと思います。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今農業委員さんの加算額ということで、これ今までなかったと思うんですけど、それで今農地の集積化というふうな話がございましたけど、最近耕作をやめるという方がかなり出ております。そしてまた、今まで委託を出していたんだけど、委託の方がちょっと面積を減らしますとかいうことで宙に浮いているというのがあって、私も実際身近なところにあったわけですけど、そういったとき、じゃ次の方をどなたに耕作してもらおう、また委託をお願いしようというとき、農業委員会はどの程度関わっているのか、その辺の実情と今後の考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 耕作放棄される方、それから委託の面積を減らされる方最近よく出ております。農業委員会のほうに相談に来られるケースもいろいろ出てきておりますので、そのときの場合によって対応させていただくような形になりますが、地域割をしております農業委員、それから推進委員の方々、それとあと農協さん、その辺を交えながら今後の担い手を探していくというような形の活動を現在はさせていただいているという状況で、どうしてもその地域で見つからない場合は、地区以外の町内全域に広げながらお声がけをしていくというような形で進めていくというようなことが今後の方針というような形に考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。それで、例えば耕作をやめる、また委託をやめる、または縮小するというときは、逆に農地の集積化にとっては非常にいいチャンスなんです。例えばこの集落についてはなるべく誰々さんに耕作をというか、委託を集積しようというふうなことが私はいいいんじゃないかなと思って、今結構多く面積を耕作している方は、聞きますと5集落とか6集

落にまたがって耕作されて、これは非常に大変だし、特に機械の移動、そのたんびに専門の車を頼んで移動したりとかいうふうなのを見ておりますので、その辺をぜひ捉えて、いいチャンスだと思うことで、その地区は誰々さんになるべく集積しようというふうな形を取っていただきたい。その辺どうでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 担い手の方々に集積するというようなことは、農業委員会としても考えています。なんですけども、昔からのつながりだったりとか、あとその集落になかなか担い手がいなかったりというようなことで、入り作の方が多いというのが現状だと思います。農業委員会としてもなるべく集積をして効率化を図っていただくような形でお話はさせていただいておりますが、現状入り作で何とか農地を守っていただいているというところが結構あるかと思えます。今後そういうふうなケースが出てきましたら、なるべく近くの方々にやっていただけるように働きかけはしていきたいと思っておりますが、なかなか難しい。現状の、三輪議員さんもお存じだと思いますけども、担い手の方々の数が非常に少ないんで、どうしても入り作でお願いしなきゃならないという部分もまた出てくるかと思えますので、議員さんも含めまして、なるべく集積に皆さんで協力していただくような形をお願いできればというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第36号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第10、議案第37号 出雲崎町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第37号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、人事院規則の改正に伴いまして、特殊勤務手当のうち防疫等作業手当について所要の改正を行うものであります。

改正の内容は、特殊勤務手当の支給対象とする防疫等作業に町長が定める家畜伝染病の蔓延を防止するために行う作業を加えるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

本町の特殊勤務手当は、税の滞納処分手当、防疫等作業手当、用地交渉手当及び行旅死亡人等収容手当の4種類となっております。このたび防疫等作業手当の中に町長が定めるものを追加するものでございますが、この町長が定めるものは具体的には豚熱、いわゆる豚コレラの蔓延を防止するために行う野生のイノシシの死体運搬もしくは埋却または捕獲現場等の消毒作業を想定して人事院規則で改正されたというものに合わせて、本町の条例を改正するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議お願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第37号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

◎議案第38号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第11、議案第38号 出雲崎町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第38号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、本年5月25日に通知カードが廃止となりましたので、通知カード再交付手数料を削除するものでありますので、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（金泉嘉昭） 補足説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、町長の提案理由のとおりでございます。

通知カードは廃止されましたが、出生や国外転入などで初めて個人番号が付番される方には、新たに個人番号通知書により通知されます。この個人番号通知書は、以前の通知カードとは異なりまして、個人番号を証明する書類とはならないため、紛失をしても再発行は行いませんので、新たな手数料は発生をいたしません。

なお、新旧対照表は議会資料の23ページにございますので、ご確認をお願いいたします。

補足説明は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第38号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

◎議案第39号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第12、議案第39号 出雲崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第39号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金を支給するため、所要の改正を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給については、4月23日の全員協議会で説明したとおりであります。

議会資料の25ページから新旧対照表がございますので、参考にしてください。

補足は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第39号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第13、議案第40号 出雲崎町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第40号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、新潟県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が令和2年4月30日に改正されまして、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に対して傷病手当金が支給されることになったため、当町において行う事務に傷病手当金の支給に関わる申請書の受付事務を追加するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（仙海直樹） 日程第14、議案第41号 出雲崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律が改正され、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められたことに伴いまして、引用する条項の整備を行うものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

◎議案第42号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（仙海直樹） 日程第15、議案第42号 令和2年度出雲崎町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、第1条では歳入歳出予算の補正を、第2条では地方債の補正をいたしました。

初めに、歳出予算についてご説明をいたします。歳出予算につきましては、各款に共通して4月の人事異動に伴う職員の人件費の組替えを行っております。

その他主な歳出予算は次のとおりであります。2款の総務費では、1項の総務管理費、5目財産管理費にふるさと交流住宅として利用しております旧新津邸の床下修繕工事費及びエアコン設置費を計上いたしました。

7目の企画費では、沢田集落ののぼり旗ポールの購入に係るコミュニティ助成事業補助金を計上

いたしました。

9目の空家等対策費では、ふるさと交流広場整備工事費を追加いたしました。

3項3目戸籍住民基本台帳費では、戸籍総合システム改修委託料及び住民票等のコンビニ交付システム構築業務委託料を計上いたしました。

6款の農林水産業費、3目農業振興費では、特別栽培米出雲崎の輝きのPR活動を行う経費等を計上いたしました。

7款の商工費では、2目商工業振興費に新型コロナウイルス感染対策として実施している事業継続支援給付金及び持帰り等利用促進支援金を追加いたしました。

また、7目には町独自の支援第3弾として実施する特別商品券発行事業に要する経費を計上いたしました。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため中止したイベント等の経費を減額しております。

10款の教育費では、1項教育総務費に町独自の支援第3弾といたしまして実施する本町出身の大学生等に対する「学びの継続」応援支援金事業に関する経費を計上いたしました。

2項の小学校費並びに3項の中学校費には、GIGAスクール構想の実施に伴う校内LAN、電源キャビネット整備工事費及び児童生徒1人に1台の端末を整備する経費を計上いたしております。

続きまして、歳入予算につきましてご説明をいたしますが、歳入予算では、16款の国庫支出金にコンビニ交付サービス導入実証事業補助金及びGIGAスクール構想実施に伴う国庫補助金を計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加いたしております。

また、20款の繰入金では、地方創生臨時交付金の決定等によりまして、財政調整基金を減額しております。

これらによりまして、既定の歳入歳出予算額にそれぞれ5,316万9,000円を追加いたしまして、予算総額を38億9,119万8,000円とするものであります。

また、地方債の補正につきましては、GIGAスクール構想実施に伴う情報通信ネットワーク環境施設整備事業を追加しまして、ふるさと交流広場整備事業、老人福祉事業及び観光イベント事業について起債限度額を変更いたしました。

以上であります。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

初めに、歳出予算についてお願いいたします。今ほどの説明のとおり、各款にわたりまして職員の人事異動に伴います人件費の組替えを行っております。給与費全体の補正内容につきましては

119ページ以降の給与費明細書に記載してございますので、ご参考にしていただければと思います。また、主な事業につきましては補足説明資料を添付してございますので、重複した説明は省略させていただきます。

では、補正予算書の178ページをお願いいたします。2款総務費、1目の一般管理費です。2節給料、特別職給の減でございます。こちらは、4月臨時会におきまして可決されました出雲崎町の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する一部改正条例によりまして、町長の給料1か月分減額する補正でございます。

179ページ、2款総務費の続きの5目財産管理費でございます。14節工事請負費、旧新津邸1階和室床下の修繕工事、これは補足説明資料のとおりでございます。シロアリ被害によります旧新津邸床下を修繕工事を行いまして、併せてシロアリ防除を行うというものであります。また、16節の公有財産購入費でエアコンを1台計上させていただいております。これも旧新津邸のものでございまして、地域の茶の間に利用している1階和室2部屋がございしますが、そちらに使用するもので、18畳用のエアコンを1台購入というものでございます。電気工事、設置工事等一式を含んだ金額となっております。

同じページの14目の特別定額給付金事業、それと次の180ページ、15目定額支援金事業費につきましては、事業実績に基づく補正を行っております。

181ページ、3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。続く182ページまで住民票等のコンビニ交付を開始するために要する経費等を計上してございます。補足説明資料がございまして、ご覧いただければと思います。

続きまして、民生費になります。183ページをお願いいたします。5目老人福祉費でございます。新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、本年度敬老会を中止いたしました。敬老会関係で計上していた経費をこのたび減額をさせていただいております。

また、8目保健福祉事業費、これも同様に感染症対策といたしまして、介護予防教室を休止した分につきまして減額をしております。

次に、184ページをお願いいたします。2目児童措置費でございます。18節負担金補助及び交付金です。小木之城保育園の床等の修繕工事を実施するに当たりまして、2分の1を町単独で補助する経費でございます。

6目の子育て世帯応援支援金事業費、こちらにつきましては事業完了によりまして補正をさせていただいております。

次に、衛生費になります。186ページのほうをご覧くださいませでしょうか。4目健康増進費です。10節需用費は、住民検診におきまして、感染症対策のために消毒液等を購入する経費を追加してございます。12節委託料につきましては、子宮頸がん検診のガイドラインが変更されまして、それに伴うシステム改修費でございます。

5目母子衛生費です。乳幼児健診関係の経費を補正してございますが、こちらにも感染症対策のために健診回数が増えたことによります医師等報酬の追加、また赤ちゃん用の消毒液等の購入に要する経費を追加させていただいているところでございます。

次に、農林水産業費になります。187ページ、3目農業振興費です。町長の説明のとおりでございます。特別栽培米出雲崎の輝き、その販売促進に向けたPR活動に要する経費を一連のものをこのたび追加で補正をさせていただいております。こちらは補足説明資料がございます。

次、188ページお願いいたします。農地費になりますが、18節負担金補助及び交付金です。柿木地区渇水対策事業補助金、それと山谷地区揚水ポンプ電気盤修繕事業補助金、こちらはいずれも補助率30%の町の単独補助でございます。説明資料がございますので、ご覧いただければと思います。

次、189ページ、3項の水産業費になります。大漁さかなまつり補助金の減でございますが、これも新型コロナウイルス感染症対策によりましてイベントが中止になったため、減額するものであります。

次、商工費になります。同じページです。2目商工業振興費です。こちらから190ページまで、7節の報償費、それと190ページのほうの13節使用料及び賃借料までは、出雲崎大祭の中止に伴います減額をしたものでございます。18節負担金補助及び交付金です。町事業継続支援給付金の追加及び町持帰り等利用促進支援金の追加でございます。いずれもコロナ対策として実施した支援策でございますが、申請件数、利用件数等の増によりまして追加をさせていただきました。詳細な資料は補足説明をご覧くださいと思います。

次、3目観光費です。18節負担金補助及び交付金でございます。出雲崎「美食」めぐり実行委員会負担金減から町観光協会活動事業補助金減まででございます。こちらにも新型コロナウイルスの感染症対策によりまして中止となったイベントまたは事業を縮小したことによりまして補助金、負担金等の減額をするものでございます。一番下の町観光協会会員会費補助金、こちらは同協会の会費の全額を町が助成するというもので、支援策として行うものであります。

次に、5目の天領の里管理費です。17節備品購入費です。天領の里冷凍冷蔵庫1台を購入するものでございます。4ドアの1,276リットルの冷蔵庫でございます。現在の冷蔵庫につきましては平成16年に購入したもので、故障により使用できないことから買い換えるというものであります。

7目特別商品券発行事業費です。新たに目を設けさせていただきました。このたび町民の生活支援及び事業者の支援を目的といたしまして、町が特別商品券を発行するものでございます。10節需用費、こちらは商品券の印刷費等の経費を計上してございます。11節役務費、これは商品券を簡易書留郵便で全世帯に送付する経費の計上となります。18節につきましては、全町民1人につき5,000円分の商品券、さらに75歳以上の方には2,000円分を上乗せして交付するものでございます。こちらにも補足説明資料がございますので、よろしくお願いいたします。

次、8款土木費です。土木費は、人件費のみの補正となっております。

次、193ページをお願いいたします。消防費になります。4目防災対策費、こちらは通常の防災対策用品として避難所等の用品を備蓄している物資が不足したことから追加をさせていただくものでございます。

5目危機管理対策費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、非接触型体温計、また消毒液、第2波に備えてマスク等も含めて、第2波、第3波に備えてしっかり備蓄しておきたいというふうなことで、逐次整備をすることとしております。

続きまして、教育費となります。194ページをお願いいたします。6目「学びの継続」応援支援金事業費でございます。こちら新しく目を設けたものであります。これも新型コロナウイルス感染症対策の支援策として、本町出身の大学生等1人につき5万円を支給する事業に要する経費を計上しております。補足説明資料がございます。

続きまして、2項の小学校費になります。2目教育振興費でございます。11節の役務費、14節工事請負費、それと17節備品購入費のうち学習用PC端末、こちらにつきましてはGIGAスクール構想を実施するための経費となります。また、同じ17節におきましてサーモグラフィカメラがございしますが、こちらは非接触で発熱者を検知するカメラを1台購入するというもの、その下のモニター用テレビにつきましては分散授業を行うためのもので、4台分を計上してございます。既存のテレビ4台を含めて8台のテレビで分散授業を行うというものであります。

3目の学校給食費でございます。21節に補償補填及び賠償金がございます。小学校の休校に伴いまして、発注した給食食材、それをキャンセルしたことによりまして違約金が発生いたしましたが、キャンセル料の違約金についての補償でございます。このうち4分の3が国からの補助金が充たるというものになっております。

続きまして、次のページをお願いいたします。196ページの3項中学校費でございます。こちら小学校費と同様でございます。11節、14節、17節のうち学習用PC端末、こちらは中学校のGIGAスクール構想に要する経費ということでございます。17節備品購入費のサーモグラフィカメラ、こちら1台でございます。モニター用テレビ、こちらは3台分を計上してございます。中学校につきましては、既存のモニターテレビ3台含めて6台で分散授業を行うというふうな予算となっております。

次に、3目学校給食費です。これも小学校と同様でございます。給食食材のキャンセル料の違約金、これの経費を支出してございます。同様に国から4分の3の補助を受けて補填するというものでございます。

続きまして、197ページになります。4項の社会教育費、1目社会教育総務費でございます。1節の報酬、それと7節の報償費から18節負担金補助及び交付金です。こちら新型コロナウイルス感染症対策としまして、拡大防止を行うため中止をした行事、イベント等の経費についてこのたび減額をさせていただきました。

続きまして、198ページをお願いいたします。5項の保健体育費の体育施設の施設修繕でございます。こちらは、グラウンドゴルフ、これができるように屋内ゲートボール場の一部を改修するというものでございます。新たにグラウンドゴルフを行う団体が設立されたことに伴い、施設を改修するというものであります。

続きまして、歳入予算のほうをお願いいたします。174ページになります。16款国庫支出金、国庫補助金であります。これは町長説明のとおりで、国庫補助事業として実施する事業に伴う国庫補助金を所要の補正をしております。

また、6目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。こちらは、第一次内定額全額の補正となります。第一次の臨時交付金につきましては、本町は5,636万9,000円の内定額を受けております。

次の175ページ、19款の寄附金になります。このたび特別定額給付金、また町の定額支援金等をお支払いしたところでございますが、その中で町民の方から特別定額給付金10万円関係についてはお二人の方から、また町の定額支援金につきましては1世帯の方からそれぞれ相当額町に対して寄附したいという申出がございまして、お受けするというものでございます。

その次の20款の繰入金でございます。こちらは、地方創生臨時交付金等の額の内定、また新型コロナウイルス感染症対策によりまして取りやめになった事業補助金等がございますが、そういったものの減額等によりまして財政調整基金一部を繰り戻したものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） この際、しばらく休憩をいたします。

（午前10時30分）

○議長（仙海直樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

1番、小黑議員。

○1番（小黑博泰） 179ページ、2款総務費の9目空家等対策費の中でふるさと交流広場整備工事追加で約150万あります。これの資料がついていないので、この概要だけであれしますと、ふるさと交流広場のレイアウトの変更、あと広場舗装工事等を追加すると、150万ありますけれども、何がどのように追加になったのかお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） このふるさと交流広場の整備工事につきましては、さきの全員協議会で図

面と資料を提出させていただいた内容のとおりでございます。その際ご指摘をいただきました例えばドアをなくせとか、そういうご指摘いただいた点を除いてやったものでございます。当初予算と変わったとこの大きなものを申し上げますと、まず建物の数を減らしたということと、広場になるところについては当初は舗装を想定していなかったんですけども、今後駐車場その他利用を高めるために舗装工事を追加したというものが大きな内容になってございます。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ありがとうございます。全協で説明あったということは、4月の全協のことですよろしいでしょうか。4月の全協の資料でもってドアがあれだとかという中でもって、ここに一応概略ありますけれども、このときはこうやってちゃんと、図面じゃないですけど、こういうふうになりますよという資料が出て、今回またこれ追加で150万、外観がどうのこうのというので、その資料私期待したんですけど、これでいくとほんの前回もらったというか、舗装工事とか、当初でいくと約146平米ですね。それが今回163で、17平米しか増じゃないんですけど、その辺でもってこの増額を出すにしてもある程度の図面ないしそういう資料があつての増額だと思うんですけども、その辺の資料、図面等々というのはいないのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 図面ございますし、この増額は当初予算から増額で、この積算内容は全員協議会に提出させていただいた内容を経費に積み上げまして、当初予算よりも150万増額させていただきたいという補正予算の内容になってございますので、全員協議会に提出した資料で足りるものということで今回資料を添付しなかったところでございますが、必要があればまた提出させていただきます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

2番、中川議員。

○2番（中川正弘） 何点かお聞かせ願いたいんですけども、まず183ページの保健福祉センター管理費で、需用費で施設修繕料が45万2,000円ほど追加されておりますが、この内訳ちょっと教えてください。

それから、その次のページ、184ページの児童福祉施設費でもやはり需用費で施設修繕料追加が18万6,000円ありますけども、これもちょっと内訳教えていただけますか。

それから、飛びまして195ページです。学校給食費の中でまず14節の工事請負費で食洗機、食器洗浄機の修繕で70万なんですね。修繕で70万というのはえらい金額だなというふうに私は感じるんですが、よっぽど大きな食洗機の修繕なんだろうなと思ってはいますけど、これもうちちょっと詳しく教えてください。それと、これ購入するとき幾らで購入したものの修繕が70万なのかも分かると助かります。

それから、もう一つ、その下の欄の21節、学校給食費で、小学校も、あるいは中学校でも出てくるんですが、給食食材費購入違約金なんですね。これ本来であれば、3月ですけども、学校給食があったであろう、あったであろう学校給食がなくなった。ということは、学校給食を納める業者さんはあればこれだけの利益が出たはずだ、その利益がなくなったから、それを補填するという違約金だというふうに私は聞いていますけども、その根本となる取り交わした文書か何かあると思うんですけども、なぜそれをしなければならなかったのか、違約金をです。これ29万ほど払っていますけど、払わなきゃならなかったのか、その根本となる文書はどこにあるのか教えてほしいというのが1点と、それからもう一点は何件ぐらいの方が納入業者でこの違約金を請求されて、違約金を払うのか教えていただきたいと思います。ちなみに、私の会社は違約金を請求しませんでした。というのは、納入すべき商品を買って、それを廃棄したとか、納入すべき商品をストックしていて、それが納入できずに結局駄目になったとかということになれば、これは違約金あるいは弁償金請求しますけども、全くそういうものがないのに、1か月間の納入期間で、例えば3月31日に納入すべきものを駄目になったからというふうなことを言えない。ですから、私は違約金は請求しません。ですが、これだけの請求が出ているんですよ。ほかの業者さんに聞くと、やっぱり違約金を請求する業者さん結構いるんですけど、根本となる取り交わした文書みたいなものがあるならば教えてください。

以上です。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補正予算書183ページの保健福祉総合センター管理費の施設修繕料追加でございます。こちらは、まず排煙装置の修繕が2か所、これが約17万5,000円です。それから、今回新型コロナウイルスの関係でふれあいの里が避難所に追加になりました。その関係で玄関のホール付近が非常に今の状態ですと暗いということで、夜間に避難所を開設する場合がありますので、照明器具を3基追加ということで約22万5,000円です。そのほか玄関前のタイルや段差の修繕が15万円程度になります。

それから、次184ページです。児童福祉施設費の施設修繕料です。こちらにつきましては、今年度遊具の点検業務を今委託をしております。その中で途中報告ということで、川西児童遊園のスプリング遊具2基が経年劣化によりましてスプリング部分が劣化しております。そちらの2つの遊具の取替えということで18万6,000円を計上させていただいております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 195ページのまず食洗機の修繕でございます。こちらにつきましては、中学校の調理室でございます食洗機でございます。食洗機の構成としましては、いわゆる洗浄する部分の機械、それと大規模となりますとやはり湯沸器といいますか、ガスブースターというものが附属

といえますか、一体としてついておるものでございます。入れたときの納入金額につきましては、私のほうで今ちょっと分かりかねるところがございます。今回修繕を行う部分については、いわゆるガスブースター、簡単に言うと湯沸器なんですけれども、湯沸器の中にタンクの部分と、それからバーナーの部分がありまして、タンクの部分については2001年製のものです。大分劣化しまして、穴が空いて水漏れを起こしている。さらには、それが原因でバーナーの部分の火がつかないと。それについては、原因が電装部のほうが故障しているということで、湯沸器自体、全体が不具合が生じているということで、その部分の中を取り替えるというものでございます。物的にはガスブースターの交換ということで、50万円ぐらいが部品代ということに見積りをいただいているところでございます。

それから、学校給食のほうでございます。この違約金という考え方については、実は国のほうから今回3月、国のほうの要請で自治体が学校を休業したということで、非常に納入業者が発注後キャンセルをしたということで困っているという状況がありまして、国のほうから何とかしてもらえないかといえますか、そういった要請がありまして、本来は学校もしくは保護者の負担になるところを自治体が代わって納入業者に負担をするということで、保護者の負担軽減を図るという観点から国が制度化をしたものでございます。実際違約金の考え方については、先ほど議員さんおっしゃいましたように、3月に見込まれていた売上げ総額から実際製造や仕入れに係る費用を除いた売上げ原価を引いたもの、簡単に言うと納入業者さんのもうけ分といえますか、その部分について補償をしようという考え方でございます。この考え方については、出雲崎町の納入業者につきましては長岡市の学校と同じ業者さんがほとんどでございます。いろいろ考え方はあるんですけども、長岡市と同様な考え方でこういったことで納入業者さんにお支払いするものでございます。件数については、3月で6社ございました。議員さんのほうからもちょっとお話がありましたように、今回の違約金の対象外という部分で、学校のほうから発注後にほかに転売されたものについては、これは対象外ということになります。そういったことで事前に全ての納入業者さんに調査をさせていただきまして、実際上がってきた業者さんが今の6社ということで、こちらの金額というふうになっております。ただ、この金額については、今後の休業というのも見込まれますので、小学校については29万円のうち19万円ほどです、3月分が。中学校につきましては16万6,000円のうち10万円ちょっとが3月分ということで、残りの部分につきましては今後また同じようなことが起きたときのためにということでいただいた予算でございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 2番、中川議員。

○2番（中川正弘） まず、保健福祉の施設修繕費ですけど、先般、3月議会で当初予算を審議したばかりで、6月ですぐもう補正で上がってくる、すばらしい議会だなというふうに私は思います。了解しました。

それから、今の教育課の話ですけども、まず食洗機の話ですけども、今のお話を聞けば部分的な改修で済む話なのかな、それよりも経年劣化しているものであれば、全部取り替えたほうがかえって早いんじゃないかなというふうにも思いますけども、全体的な今もお話の中で、じゃこれを幾らで購入してあって、何年たってというふうな資料まで今私も請求していませんでしたので、すぐには返答無理でしょうけども、ややもすると役所はすぐに直さずに新しく、新しくという言い方はおかしいですね。新品で皆取りそろえてしまうというか、そういうふうな傾向があるのかなというふうに私は常々考えていますけども、この食洗機に関してだけは70万も本当に修理する価値があるのかな、逆に70万で修理に出すんだったら、これ買ったら幾らするのかなというふうに思うんです。普通の料理屋さんが使う食洗機というと、大体30万から40万で買えます。だから、学校給食だから、数が大きいから、よっぽど大きなものなのでしょうけども、システム的にはただがたいが大きくなるだけで、構造的には何ら変わりはありません。だとすると、そんなにめちゃくちゃ高いものじゃないはずなんです。だから、私はこの中でこの食洗機の修繕工事に対して異を唱えるものではありませんけれども、もう少しその辺を精査なさったほうがいいんじゃないかなというふうに思います。今回お互いに資料がありませんので、これぐらいでやめておきますけども、もう少しこれを購入するに当たって精査されたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

それから、学校給食ですけども、一番悪いのは長岡なんですよ。長岡市がそういう前例をつくって納入業者に全部やってしまったから、出雲崎も右に倣えをせざるを得ない。まして国がそうやって金を出すから、同じようにせざるを得ない。でも、今課長がおっしゃったように、資材を仕入れて、そしてその廃棄したかどうか誰も知らないですよ。じゃ、これを請求する様式ってあるのかといたらないんですよ。ただ井勘定で幾ら幾らもうけたはずなんです。本当では学校給食で3月に50万円納めて、原価が30万円で、20万円利益が出たはずなんですということ言えば20万円もらえるというシステムなんですよ。ただ、これも6社ということですけども、言っても詮ないことで、これは国の施策がそういうことになっている、そしてまして一度は納入業者も廃棄したものでなければ請求できないということだったんですが、廃棄するんじゃなくて、得たであろう利益を補填するというふうに長岡変えたもんだから、それに右に倣えで出雲崎もやらざるを得なくなったということで承知していますので、私も知っていて聞くほうがかわいそうかなと思ったんですけども、でも本当にもう少しきちんと、請求上がってきた、これ分かりました。でも、もう少しきちんと業者に対してやることをやっていただきたいというふうに思っております。

これで終わります。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） 178ページの総務費の2節の給料のところで、町長の給料が1か月減額ということで64万9,000円、これは国庫に入るかどうかのそれが聞きたいということがまず1つと、ページが今

度学校関係ですから、194、195という中で、資料がございますけども、資料7ページのところで、パソコンの購入が小学校が約140台ぐらい、中学校が70台ぐらいという形の中で、一般財源から中学のほうのパソコン台数が多いのに3万7,000円出していると、小学校は6万5,000円出していると、この違いがまず1つ何だかということと、パソコンを導入するに当たって端末設定作業料、これが何なのかというのをまず知りたいのと、今中川議員が言ったように学校給食の購入違約金、これ企業で言います。アップルは、設計変更があって、今まで仕掛かりのこれについてはお金なんか払いません。あなたたちのところでリードタイム短くして、できるだけ在庫を持たない、要らないものを持たない、できるだけ早く作れという形でほとんどやっているのが企業の現状です。その辺も違約金だったら出してやるわ、そんな話はほとんど今通用しない世界です。それも十分理解した上で次のステップは考えていただきたい、これについては。あとの今言った2点についてちょっとお聞かせください。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 178ページの総務費の給料、特別職給料減でございます。町長の給料は出雲崎町が支払っているもので、これによって支払いをしないということでございます。国庫に入ることとはございません。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） まず、資料のほうの財源の話かと思えます。今回校内LAN、電源キャビネットの一般財源の例えば小学校ですと3万7,000円、中学校の6万5,000円というお話かと思えます。こちらについては、事業費全体の半分が国の補助金、それと先ほど説明がありました起債を借りてやる部分が小学校ですと210万円ということで、10万円以下切捨てということで、残った部分の端数を一般財源として充当しているというものでございます。中学校も同様ということでございます。

それから、設定作業料です。こちらにつきましては、今回こちらの端末の代金というのはあくまでも端末を入れる購入費ということでございます。当然新規のパソコンということになりますので、端末設定という部分が出てきます。具体的には初期設定、それからインターネット接続、それからフィルタリング、ウイルスソフト関係の対策、あとアプリのインストールということをお想定しておるものでございます。一応これについても補助対象ということになりますので、今回このようなものも一緒に計上させていただいたところでございます。

○議長（仙海直樹） 6番、加藤議員。

○6番（加藤修三） パソコンの個々の値段は1台当たり4万5,000円で、これはお互いに合っているんですけども、役務費の中で中学校のほう町のほうの費用を出すにもかかわらず、実際役務費は安くて、本当からいうと小学校のほうが高いから、一般財源のほうの部分の小学校の率のほうも高

くなっていかなというふうに思うんですけども、説明の意味が分からない。費用がいっぱいかかっているから、その分の比率でいったら小学校のほうが多いんじゃないかなと思うんです。それが中学のほうが多くなっているというのは何なのか、あまりすばっと答えてもらえていないんですけども、もう一度お答え願いたいんですけども。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 説明につきましては先ほど申したとおりでございまして、一般財源というのはあくまでも国の補助、それから地方債を充当した残りの部分ということで、10万円未満切捨てということになりまして、たまたまこの金額が小学校のほうが事業費は大きいんですけども、逆転しているということでご理解をいただきたいんですけども。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 私もちょっと今加藤議員が質問した場所と同じなんですけれども、195ページ、教育費で、私パソコン端末の購入費についても、一般財源のほうから153万出ている小学校と丸々国庫から充当されている中学校、この差は上限の設定か何かがあるのかな。それもやっぱり台数によって補助率が違ったり、でもさきの全協では4万5,000円のパックでというお話を聞いたばかりだったので、この差はどういうことなのかなというのを1つやはりお聞きしたかったのと、もう一点はちょっと違って来るんですけども、196ページの中学校費の一番上、教育振興費の報償費のところ部活動指導員報償追加というのが入っておりますけれども、これは部活動に関して多分地域の方なり、それなりの方々が部活動に指導して下さるということだと思っておりますけれども、6月の補正で上がってきたということは、これどういう分についての活動報償なのかというのをお聞きしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 前段の質問は、ちょっと後ほど答えさせていただきたいと思えます。

それから、部活の指導員です。こちらにつきましては、今年度中学校の音楽の先生がいわゆる非常勤講師ということで、正規職員の配属がなかったということでございます。したがって、非常勤の講師となりますと授業以外は拘束されないということで、学校のほうも吹奏楽部がありますので、非常勤講師の方をぜひ部活指導員として活用したいという話がありまして、その方の分の費用につきまして今回補正をさせていただいたところでございます。

○議長（仙海直樹） 9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子） 分かりました。ちょっと意外だったんですけども、吹奏楽の部活動の指導に非常勤の方をやっていただくということで、時間外手当みたいなものになるのですか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） あくまでも音楽の授業部分は県費のほうから支払っているということでご

ざいますし、部活の費用につきましては一応町のほうで部活指導員の報酬ということで、現在野球部をお願いしている方がいらっしゃいます。それと同額という形で、1時間当たり幾らということでお支払いする金額でございます。

○議長（仙海直樹） 教育長。

○教育長（佐藤 亨） 今の高桑議員さんの音楽科に係る部活動のことなんでありますが、これは県の人事異動の配置が音楽あるいは家庭科、技術等の教科につきましては、実は中学校であれば3学級の授業、1学年に週に1年生は1.5時間、2年生が1時間、3年生が1時間ということで、週に直しても3.5時間しか授業がないんです。そういうようなことで、県の人事配置のほうでは正規の教員が張れないというふうな事情があります。そういうような形で非常勤講師が入るものですから、今ほどのように、部活動は本来ならば手当ありません。休日のみ手当が出るような形でありますので、小規模の学校は何らかの形でそういう吹奏楽あるいは合唱部があるところは手当てをしているという状況であります。

以上です。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ページ195、196、小学校、中学校ともサーモグラフィーのカメラがあると思うんですけど、これというのは今サーモグラフィーいろいろ形があると思うんですけど、ガン式でちょっとモニターで個々に見るやつと、あとほかにカメラでもって複数人を一度にチェックできるのとかあるんですけど、どちらのほうを今考えているのか、あとそれを生徒が登校時に対応するように生徒の玄関先に置いて見るのか、その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） サーモグラフィーカメラにつきましては、いわゆるハンディー型のタイプでございます。赤外線で見るとということで、温度も当然表示できますが、そういったものでございます。主な利用につきましては、いろんな用途があると思うんですけども、当然登校時に子どもたちの体温チェックあるいは集会等、例えば体育館等で集まったときにそういったものを使って瞬時に顔の色とか体温が表示できるというもので、いわゆるハンディー的なものでございます。大きなカメラで数十人を見るものではございません。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） ありがとうございます。その中でもって今生徒さんが対象となっておりますけれども、学校でいけばやっぱりいろいろな外からの来客とかあると思うんですけど、その辺も一応今後調べる予定でいるのでしょうか。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 使い方はいろんな使い方できると思います。生徒だけではなく教員、来賓、

どういう形で運用するかについては学校任せになりますけども、十分効用を發揮できるように努めていきたいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 1番、小黒議員。

○1番（小黒博泰） せっかく買うんで、あれですし、小学生、中学生、若い方はコロナにかかりにくいかと言われていた中で、やっぱり外部から来られた方がウイルスを持ってくるという可能性もあると思いますんで、ぜひ、生徒さんを測るのも大事だと思うんですけど、外部からの来賓者ですか、その辺は徹底的に温度というか、測っていただくようお願いしたいと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

8番、安達議員。

○8番（安達一雄） 198ページ、5項の2目の体育施設のことについて伺いますが、先ほどの説明でグラウンドゴルフをつくるというようなことを言われたんですが、このことについてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（仙海直樹） 教育課長。

○教育課長（矢島則幸） 今出雲崎町の町でゲートボール協会というのもございます。あわせて、グラウンドゴルフ協会というものがございます。以前からあったというふうに聞いておりますが、たまたま練習につきましては出雲崎ではなくて違うところでやっていたと。ただ、そこが雨の日体育館を利用していたんですけども、そちらが市の関係で老朽化で使えないということで、違う場所がないかということで出雲崎のほうに話がございました。うちのゲートボール場につきましては、今回の工事の内容につきましては、ゲートボール場のゲートが固定されています。したがって、それが固定されたままでは支障物になってグラウンドゴルフができないということで、今回の修繕については抜き差しできる、脱着できるような形で改修をして、ゲートボールもできるし、グラウンドゴルフもできるということで、町のほうにとっては有効に活用することについては全く問題がないということで、どんどん使っていただきたいという趣旨から今回このような改修をしたいということでございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 187ページ、3目農業振興費、いわゆる出雲崎の輝き、ブランド米というふうに言われております。この金額、資料などを見ますと、数字的には私個人とすれば1俵当たり3,600円掛ける70俵、これ7反作付されるというような話は聞いておりますけれども、正直今後増えるのか、3,600円が適切なのかちょっと私個人としては分かんないんですけども、例えばの話、農協の一般コシが5割減々で1万4,700円、800円ぐらいですか、それプラス3,600円しますと1万九千幾らというふうになるわけなんですけども、この数字が果たして適正なのか、また5割減々で私のところ、出雲崎の平均反収510キログラムというふうになっているんですけども、7割減で果たして、この状態

掛ける10俵ということになると600キロですけども、これはあくまでも予算だからということやられているのか、それとも見込んだ中でやられているのか、今後また農地が増えていくのかどうか、そこらの見込みの状態をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） まず、買取支援事業のことですけども、農協さんのほうで一般コシを買われている金額が1万4,900円程度というふうにお聞きしております。それで、今回7割減々ということでJAさんのほうで上乘せをしていただけるというふうなお話をいただいておりますが、それが1,000円から1,500円程度ではないかということで、まだ正式に決まっていないので、具体的な数字というふうなお話はできないんですけども、その程度上乘せができるだろうというお話はいただいております。それで、1,500円と想定しまして、農家さんからいろいろお聞きした中で7割減で作るには最低1俵当たり2万円程度で買い取っていただかないととても採算取れないよというようなお話もいただいております。今回2万円というのを一応想定しまして、それに見合う、足りない部分を町が補助金という形でJAさんに出ささせていただきまして、農家の方から1俵当たり2万円でJAさんから購入していただきたいということで提案をさせていただきました。現在作付していただいているのがお二人で8反ちょっとという形になっております。今年度はお二人ということでスタートさせていただきましたけども、今後につきましてはより魅力を高めていただきながら、多くの方から手を挙げていただけるように、また認定農業者の連絡会等でしっかりPRをしながら、来年度はもう少し面積を増やしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 5番、諸橋議員。

○5番（諸橋和史） 非常に今の話では分かるんです、2万円ということは。実質今で我々が作っているコシヒカリが私ルートでいくと大体その程度の価格になると思います。そうすると、特別栽培米を作っていて2万円を割るとということは、その意味がなくなってくるわけです。そういう面から努力してもらいたいと思います。また、金額的には268万4,000円という数字がのっております。今後これだけの金額をかけてPR並びに広告料をやるわけですから、地域農業の本当に基となるような形で進めていってもらいたいと、本当にこれだけはお願いして発言を終わります。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 同じくこの輝きのところで、187ページですか、特に説明資料の3ページのところで事業規模でPR活動あるいは広告料というふうな形で書いてありますけども、もうちょっと詳しく教えていただきたいんです。テレビ放送でのPRが150万というと、どういうふうな形、つまり特別に15秒なり30秒なりつくって出すのか、それとも生出演で職員の皆さんののぼり旗を持っていてスタジオでやるのか、その辺具体的なことをちょっと教えてください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 出雲崎の輝きの広告につきまして、広告料で150万円を計上させていただいてあります。これは、TBSの、皆さんも見ていただいたことがあるかと思えますけども、「ひるおび！」という番組、お昼に恵俊彰さんがやられている番組で、そこで出雲崎の輝きをPRしていただくのが1点。もう一つは、フジテレビの「めざましテレビ」、朝5時ぐらいからやっていますけども、あの「めざましテレビ」のところの伊野尾さんというジャニーズの方が、いのお飯コーナーというのがございます。そこでPRをしていただくということで、全国放送の2つの番組でPRを予定しているということでございます。

以上です。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 生で出るというのは、それは分かりましたが、その中で米袋ポスター印刷ということは、生出演というか、生PRをするためのことなのか、それとも別途なのか、つまりそれで今回のこの旅費等は生で出るための交通費というふうな解釈なのか、その辺がぐちゃぐちゃになっているので、ちょっとその辺教えてください。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 説明が足りなくて申し訳ございません。テレビ番組につきましては、職員は出演はしません。この番組のほうに全てお任せをして、お米をPRしていただくという内容になっております。旅費につきましては、10月にネスパスで、10月の17、18ですか、にイベントを開きまして、そちらのほうでPR活動をしたいということで、職員の旅費、それから検討会議をしていただいていると思うんですけども、その中で生産者の方お二人プラス委員会の委員の方お二人、4名の方に一緒にネスパスに行ってくださいPRをお願いしたいということで、旅費のほうは計上させていただきました。

あと、袋につきましては今現在最終的な段階になっています。候補を1つに絞らせていただきまして、委員さんからいろいろまたアドバイスをいただきながら今修正作業をしております。来週には皆さんのほうに仮の形のここまで来ましたというような形でお示しできるのではないかなというふうに思っております。それが最終的な正式決定ではないので、最終的にはまた委員さんからお集まりいただきまして、確認をしていただいた後に最終決定になるということで、その手前の形のものを来週皆様にお示ししたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 分かりました。

もう一つお尋ねします。今のテレビの2つの生のところでの広告料は150万。ということになると、1つの番組当たり75万ということなのかどうなのか分かりませんが、当然取次ぎの代理店の

いわゆる口利き料みたいなもので、それが中身30秒ぐらいは確実に出るのか、それともどういうふうな形でオンエアするのか、その辺のところは詳細は決まっているんですか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 申し訳ございません。具体的な何秒どうだということまではまだ決まっておりません。予算をお認めいただきましたら、早急に打合せを始めたいというふうに思っております。ただ、この150万円につきましても、当初「めざましテレビ」1つで160万円、税抜きというふうに最初ご提案がありました。なんですけども、私のほうでちょっと交渉をさせていただきながら、番組2つで税込み150万円で何とか一応見積りをいただけたということで、よりいい成果が出るようにまた今後打合せをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○議長（仙海直樹） 4番、高橋議員。

○4番（高橋速円） 分かりますけども、やはりただ放送されればいいということじゃなくて、つまりいかに効果を持たせるかということで、その辺の交渉の仕方、ぜひやっぱり、ある意味では方言丸出しでやったほうがいいんです。だから、代理店頼みということでなくて、やはりその辺ももう少し自信と強気でやっていただきたいと。やっぱりPRをうまくやっていかないと今の時代はいけないんじゃないかなというふうに思うのが1点。

もう一つは、前から思っているんですが、これは今までにおいて議員諸兄、皆さんからも出ていると思うんですが、ツイッターなりフェイスブックなり、いろいろな形で露出してきているわけで、せっかく今町の広報等でいろいろやっておられるじゃないですか、各担当が。ですから、やっぱりそういうのも加味して、代理店に丸々取られるというよりも、ユーチューブなりなんなり、インスタを使うとか、そういうほうが、150万、これ高いか安いかというところとちょっと、1社160万が交渉次第で2社になって150万になったという、だからいいかげんなんです。この辺はやっぱりもう少し粘り腰でやっていただいたほうがいいんじゃないかなと。要は秋の新米を売り込むというところから、その辺くれぐれもよろしく奮闘していただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） アドバイスありがとうございます。私のほうで説明が足りなかった部分をちょっと補足させていただきますが、先日、5月の28日の日に田植をしたところを地域おこし協力隊の方からドローンを使って撮影をしていただきました。今後も一月に1回ぐらいずつドローンを使いながらいろいろ撮影をしていただいたものをまとめていただいて、それを秋にまたフェイスブックとかツイッターとかかなのですかね、私そういうところちょっと疎いんですけども、地域おこし協力隊の方から成果を出していただくような形の手配もさせていただいておりますので、その辺でしっかりまたPRしていきたいと思っておりますし、先ほど説明しましたお米の袋のデザインが決まりましたら、そちらのほうにつきましても町のホームページ等でPRをしながら拡大するようにとい

うふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹）　ここで、先ほどの高桑議員からの児童生徒向けのPC端末の財源内訳の件で教育課長から答弁がありますので、お願いいたします。

教育課長。

○教育課長（矢島則幸）　申し訳ございませんでした。資料7ページのパソコン端末の財源内訳でございます。ここに記載してある625万4,000円というのは、ここに書いてある児童生徒130、教員用9台の分でございます。4万5,000円掛けていただけるとこの金額になると思います。財源なんですけれども、国のほうの金額につきましては、この130人というのは1年生から5年生までの人数分です。6年生については現在パソコン教室にあるパソコンを利用できるということで、そちらについては購入しないでやるということでございます。補助対象が全児童分、6年生を含めると157人になります。このうちの3分の2が国からの補助金ということになります。そうしますとこの金額になるということでございます。中学校についても現在97人の生徒さんがおります。1年生、2年生については新しく58台分を使うと、残りの32名についてはパソコン教室のパソコンを使うということで、こちらについても財源の国の補正については、予算につきましては97人分の3分の2の65人分、合わせますと、たまたま生徒と先生のパソコンの数が65なので、ぴったり一致するというので、全てが財源は国費ということになりますので、ちょっと説明がうまくできないんですけども、そういったこととございますので、よろしく申し上げます。

○議長（仙海直樹）　9番、高桑議員。

○9番（高桑佳子）　ちょっと分かったような分からないような、すみません。ぴったり65台というのは、65台が上限ということですか。

○議長（仙海直樹）　教育課長。

○教育課長（矢島則幸）　歳出は、ここに書いている生徒58、教員7の65台分を購入いたします。その金額が要求額の292万5,000円になります。国の補助金は、今全体の生徒、1年生から3年生まで97人います。その3分の2の人数、それが65人分になります。その分が国から補助金が頂けるということで、たまたま金額が一緒ということになりますので、ここについては一般財源は出てこないということとご理解いただきたいと思います。

○議長（仙海直樹）　ほかに。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正）　183ページの老人福祉費のここに敬老会の件が幾つか項目がありますけれども、今年は敬老会中止ということで、それと同時に75歳以上の方は商品券を2,000円やると。ちょうど75歳というのは敬老会の参加基準だと思うんですけども、今まで敬老会に出席されていない方は75歳以上であってもこういう景品のものは全くなかったのかどうか、それを確認したいのと、今回は敬老会に出ない、今まで出れなかった方も全員2,000円分の商品券が行くというふう思うんで

すが、それを一応確認したいなと思います。

それと、先ほどいろいろ質問もありましたけれども、出雲崎の輝きの件ですけども、非常に今後これは売れるのかどうか、また毎年毎年苦勞してPRしなきゃ駄目なのかどうかというのはちょっとやってみないと分かりませんが、私はこれだけ経費260万となると、もし70俵ですと1俵3万円以上の経費になるわけです。それをずっと、当然これから数も増えるし、PRもここまでしなくてもいいのかなと思うんですけど、私はもう一つ、各市町村今ふるさと納税で米に非常に力を入れております。弥彦村さんあたりだと、伊彌彦米がほとんど返礼品のメインでございます。そういったことで、それならそんなに宣伝しなくともある程度はけるわけで、それと同時にふるさと納税の拡大、PRにもなるんじゃないかということ併せて今後考えていただきたいということでございます。

それと、今度193ページの消防費の中で危機管理対策費、先ほど説明がありましたが、コロナ対策で体温計ということですが、これは消防関係だけで使うのか、それとも例えば各センターとか、妻入り会館とか、いろいろありますよね。そういうところにふだん常備して、そしてその施設として使うのかどうか、その辺聞かせていただきたいと思います。

以上3点お願いいたします。

○議長（仙海直樹） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 183ページの老人福祉費の敬老会の関係でございます。例年ですと、75歳以上の方につきましては当日の敬老会に出席した方のみで2,000円程度の敬老祝い品をお渡ししておりました。今年度は残念ながら中止ということですので、今回は75歳以上の該当者全員に2,000円の商品券を、全町民を対象にした5,000円とは別に、8月ぐらいに追加で配付をさせていただくことにしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 出雲崎の輝きにつきましては、ふるさと納税の返礼品にも使用する予定に考えております。ですので、PRをどんどんしていきながら、魅力あるお米に仕上げたいければ、ふるさと納税のほうも増えてくるんじゃないかというふうに期待をしております。

以上です。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 193ページの消防危機管理対策費でございます。この危機管理対策費に盛り込まれたものは、消防団に限ることなく、町民全体の危機対策というふうな観点で捉えた経費を上げているものでございます。したがって、このたび購入をさせていただきます非接触型の体温計につきましても、かなりの数を購入させていただきます。各公共施設あるいは避難所も当然そうですし、あるいはイベント時等、あらゆる場面でコロナウイルス感染症対策に充てたいというふ

うに思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 産観の課長にお伺いしますが、今現在ふるさと納税で使うという予定だということなんですが、今70俵ですけれども、この70俵というのが今現在、急なことであれですけど、大体ふるさと納税で間に合うのかどうか。となるとそんなにJAさんに販売がどうこうとかいうことはないと思うんですが、その辺どうでしょうか。

○議長（仙海直樹） 産業観光課長。

○産業観光課長（大矢正人） 70俵取れると今想定をしておりますけれども、ふるさと納税に幾つとか、JAさんに幾つとかという具体的な数字は今のところ持ち合わせておりません。それで、JAさんを通じて販売をお願いをしている状況なんですけれども、ふるさと納税の分が例えばそこで終わってしまってなくなってしまったら、逆に言えば幻のというような形でより付加価値がまた出るのかなという形の部分も期待している部分もございます。なんで、具体的にどのぐらいふるさと納税が来てというふうなものがちょっと持ち合わせていないので、その辺は例年の状況を踏まえながら、JAさんと相談しながらふるさと納税分を確保したいというふうに思っております。

○議長（仙海直樹） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ふるさと納税の考え方を聞きましたんで、ぜひこれをもっとふるさと納税も増えるし、出雲崎の輝きも増えると、そして生産者が非常によかったと、これならもっともって頑張ろうというふうになるかと思うんで、その辺ぜひ今後とも努めていただきたいと思います。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

3番、中野議員。

○3番（中野勝正） 197ページの中で、良寛記念館の管理費の中で報酬がうたってあるわけですけども、私過去にこれを聞いたときには、職員1名、職員というか、臨時職員でしょうか、欠員になったという中で、それを今の現状では頑張っているながらも募集をかけているみたいなお話があったと思うんですけれども、その中で今回職員報酬追加というふうになっているんですけれども、これは今いない中で、職員の中で頑張れるか、お金を払うか、そういうふうに、どちらになっているんでしょうか。

○議長（仙海直樹） 総務課長。

○総務課長（河野照郎） 197ページの6目良寛記念館管理費の1節です。これ会計年度任用職員の報酬の追加ということでございます。ご案内のとおり、会計年度任用職員につきましては、今年度からこれまで俗に臨時職員と言われた方をきちっと明文化された会計年度任用職員ということで任用して、その方に報酬として支払うものでございます。これにつきましては今年度から始まった制度でございまして、新たに任用する職員を予算編成後に募集をして、試験をして、任用したという形で、任用された後にそれぞれの方の給料、報酬額が決定される仕組みになっておりまして、当初予

算編成時におきましてはその経費がまだ未定でございましたので、概数で上げさせていただきましたが、その後任用における報酬額が決定したことに伴いまして、このたび報酬額を補正させていただいたという内容でございます。人数自体は当初の人数と変更はございません。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第16、議案第43号 令和2年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程をいたしました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、1款の総務費で人事異動に伴う人件費及び柔整療養費支給適正化事業委託料の追加、2款の保険給付費で傷病手当金の追加補正をいたしました。

それによりまして、歳入歳出にそれぞれ154万5,000円を増額しまして、予算総額を5億594万

5,000円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（権田孝夫） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の181ページをお願いいたします。歳出予算では、1款総務費に柔整療養費支給適正化事業委託料22万5,000円を計上しております。これは、柔道整復療養費支給申請におきまして、不正または不当な請求が行われていないかの確認調査を新潟県国民健康保険団体連合会に委託し、保険給付の適正化を図るものであります。

また、2款保険給付費には傷病手当金7万6,000円を計上しております。現在のところは該当者はおりませんが、今後感染者等が発生した場合に速やかに支給手続を行うためのものです。

なお、以上の経費はいずれも全額特別交付金が充当されます。

補足説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（仙海直樹） 日程第17、議案第44号 令和2年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、管路勾配に不具合がある箇所（箇所）の修繕工事費を追加いたしました。

また、交付金、起債を財源といたしまして、出雲崎地区、松本地区の処理区の統合に係る管路工事費を追加しております。

それによりまして、歳入歳出にそれぞれ補正額2,400万円を追加いたしまして、予算総額を1億4,680万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（小崎一博） 補足説明をさせていただきます。

歳出、191ページをお願いいたします。1目維持管理費の施設修繕工事追加であります、下水管渠の清掃をいたしましたところ、マンホール内に滞水している箇所がございました。場所は役場の敷地内でございます、役場を正面から見て左手に位置する管渠でございます。修繕を行うべく、範囲を調べるためにカメラ調査を実施いたしましたところ、最大15センチ程度上側に反っておりまして、下り勾配が取れていない箇所が20mございました。勾配修正の工事費の追加でございます。

2目出雲崎地区の処理区統合に伴う工事費の追加でございます。当初予算では統合に伴う測量設計委託費を計上しておりますが、交付金の追加配分がございました。これを受けまして本工事費に充てるものです。

資料の9ページをお願いいたします。見取図を載せてございます。圧送されまして、松本処理場に向かう途中で方向を変えまして、島崎川と国道116号との境界付近に埋設し、大門橋方向に向かうルートで計画しております。

予算に戻っていただきまして、189ページでございます。3款国庫支出金に追加配分の交付金を計上しております。

4款繰入金を追加し、5款前年度繰越金の数字を整理いたしました。

190ページの町債は、処理区統合に伴います本工事費の財源として追加しております。

以上でございます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。質疑ではページ、目、節を添えてお願いをいたします。質疑ありませんか。

7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） 今ほど出雲崎地区と松本地区の統合に伴う管工事ということで、それでちょっと聞かせていただきたいんですが、いずれはあの建物とか施設は撤去するようになるのか、そしてあとはよく補助金もらうと補助金の返還とか出ますけど、その辺の問題はないのか、この2点お願いします。

○議長（仙海直樹） 建設課長。

○建設課長（小崎一博） 松本処理場の建物でございます。当然土地についても国庫金を使って購入しておりますので、今のところ交付金の返還がないように、農業集落排水事業で活用するというふうな名目で補助金交付はしております。ただし、今後よりよい使い勝手が見つかれば、それに使うべく手続が必要というものになってこようかと思っております。

○議長（仙海直樹） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

◎議案第45号 農業委員会委員の任命について

議案第46号 農業委員会委員の任命について

議案第47号 農業委員会委員の任命について

議案第48号 農業委員会委員の任命について

議案第49号 農業委員会委員の任命について

○議長（仙海直樹） 日程第18、議案第45号 農業委員会委員の任命について、日程第19、議案第46号 農業委員会委員の任命について、日程第20、議案第47号 農業委員会委員の任命について、日程第21、議案第48号 農業委員会委員の任命について、日程第22、議案第49号 農業委員会委員の任命について、以上議案5件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第45号から議案第49号まで、議案5件について、関連がございますので、一括してご説明を申し上げます。

出雲崎町農業委員会の委員の任命につきましては、現職の農業委員会委員が令和2年7月19日をもって任期満了を迎えます。出雲崎町農業委員会委員候補者評価会議の審査結果を踏まえまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして、議会の同意を得るものであります。

議案第45号では岡田美由紀氏を、議案第46号では森山一郎氏を、議案第47号では佐藤一也氏を、議案第48号では内藤仁氏を、議案第49号では諸橋清隆氏を、以上5名を任命いたしたく、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（仙海直樹） これから質疑を行います。

最初に、議案第45号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第46号の質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第47号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第48号の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第49号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号及び議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号及び議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第45号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第46号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第47号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第48号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第49号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（仙海直樹） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

最初に、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第45号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第45号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第46号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第46号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第47号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第48号は原案のとおり同意されました。

次に、議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（仙海直樹） 起立全員です。

したがって、議案第49号は原案のとおり同意されました。

◎散会の宣告

○議長（仙海直樹） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会をいたします。

（午前11時57分）